

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p><u>(ア) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合</u></p> <p><u>(イ) 16歳以上の運転者が6歳未満の者（以下「幼児」という。）1人を幼児用座席（幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。）に乗車させる場合</u></p> <p><u>(ウ) 16歳以上の運転者が2つの幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車（以下「幼児2人同乗用自転車」という。）の幼児用座席に幼児1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合</u></p> <p><u>(エ) 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合</u></p> <p><u>(オ) 16歳以上の運転者が運転者以外の者を乗車させるための乗車装置（幼児用座席を除く。）を有する3輪の自転車（その乗車装置を設けるための特別の構造を有するものに限る。）にその乗車装置に応じた人員以下の者（幼児にあっては、16歳以上の者との同乗に限る。）に乗車させる場合</u></p> <p>イ 略</p>	<p>(軽車両の積載制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>16歳以上の運転者は、ア及びイの規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるところにより6歳未満の者（以下「幼児」という。）に乗車させることができ</u></p>

(2)～(4) 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 略

2 前項の届出書(選任に係るものに限る。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類として副安全運転管理者の運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し

(2) 安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明する書類又は次条第2項の規定による認定通知書の写し

(3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明する書類、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明する書類又は次条第2項の規定による認定通知書の写し

(4) 略

別記様式第4号(第10条の2関係)

略

注1 略

2 届出書には次の書類を添付してください。

(1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の

る。

(ア) 幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席(幼児を乗車させるための乗車装置をいう。以下同じ。))を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。)を除く2輪又は3輪の自転車を運転する場合 1人(ひも等で確実に背負う4歳未満のもの又は幼児用座席に乗車させるものに限る。)

(イ) 幼児二人同乗用自転車を運転する場合 2人(ひも等で確実に背負う4歳未満のもの(1人に限る。))又は幼児用座席に乗車させるものに限る。)

(2)～(4) 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 略

2 前項の届出書(選任に係るものに限る。)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類のうち副安全運転管理者の運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する登録証明書の写し)又は運転免許証、健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し

(2) 安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は次条第2項の規定による認定通知書の写し

(3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は次条第2項の規定による認定通知書の写し

(4) 略

別記様式第4号(第10条の2関係)

略

注1 略

2 届出書には次の書類を添付してください。

(1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し(外国人

<p><u>写し又は健康保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p><u>の場合は「外国人登録証明書の写し」)</u>又は<u>運転免許証の写し、健康保険の被保険者証等若しくは共済組合員証の写し</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2及び別記様式第4号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。